

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法			法令番号	昭和27年法律239号		
手続名	旅行者又は旅行者代理業者の登録事項の変更届出			根拠条項	第6条の4第3項		
審査基準	旅行業法第6条の4第3項及び旅行業法施行規則第5条による。						
	受付 機関	観光課	処理 機関	観光課	交付 機関	観光課	標準処理期間 20日
						標準経由期間 日	No.